

## 第162回福島県都市計画審議会

年月日 平成24年11月12日（月）  
時間 午後1時30分より  
場所 福島テルサ 3階 あぶくま

（司会）

ただいまより、第162回福島県都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会の開催にあたりまして、委員の皆様におかれましては、ご多忙中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の早坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局より傍聴人の方々に申し上げます。お配りいたしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して審議会を傍聴されますようお願いいたします。

次に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をお願いいたします。次第と議案書、それから復興まちづくり関連施設の都市計画決定についてという資料を配付しております。

それでは次に、審議会の開会に先立ちまして、福島県都市計画審議会条例第3条第2項による任期満了、及び前回審議会後の人事異動等により、この度11名の方が再任あるいは新たに就任されましたのでご紹介申し上げます。

都市計画部門からは、引き続き日本大学工学部准教授の土方吉雄委員が就任されました。

次に、東北運輸局長の清谷伸吾委員は、人事異動により退任され、後任には長谷川伸一委員が新たに就任されました。本日は所用のため、代理としてご出席いただいております、福島運輸支局長の御木剛栄様でございます。

農業部門からは、引き続き福島県女性農業委員協議会会長の加藤満喜子委員が就任されました。

法律部門からは、引き続き福島県司法書士会の森恭子委員が就任されました。

東北財務局福島財務事務所長の中野伸二委員は人事異動により退任され、後任には山崎秀寿委員が新たに就任されました。本日は所用のため、代理として出席いただいております東北財務局福島財務事務所管財課長の小山田英行様でございます。

社会学部門からは、引き続き関東学院大学等講師の荒恵子委員が就任されました。

医療福祉部門においては小平廣子委員がご退任され、新たにいわき明星大学人文学部准教授の菊池真弓委員が就任されました。なお、本日は所用によりご欠席されております。

東北農政局長の佐藤憲雄委員は、人事異動によりご退任され、後任には五十嵐太乙委員が新たに就任されました。本日は、所用のため代理としてご出席いただいております東北農政局農村計画部農村振興課課長補佐の佐藤吉治様でございます。

商工部門からは、引き続き福島県商工会議所女性会連合会副会長の阿部君江委員が就任されました。

経済部門からは、引き続き福島大学経済経営学類教授の山川充夫委員が就任されました。

地域づくり部門からは、引き続きアネッサクラブ代表の山口乃子委員が就任されました。なお、本日は所用によりご欠席されております。

なお、新たな委員名簿につきましては、議案書の20ページに記載してございます。

次に、議事に先立ちまして、会長の選出についてご説明させていただきます。

会長を就任していただいていた山川委員が任期満了となったことから、その職を解かれており、現在は会長不在の状況になっておりますので、本審議会において新たに会長を選出することとなります。

福島県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、「会長は学識経験のある者のうちから委員の選挙によってこれを定める。」となっておりますことから、学識経験のある委員以外の方に、仮議長として会長の選出まで、暫時進行をお願いしたいと思います。それでは、仮議長の選出ですが、いかがいたしましょうか。

(事務局一任)

(司会)

事務局一任という声がありましたので、事務局案を事務局からお願いします。

(事務局)

はい。事務局案といたしましては、12番の大野委員をお願いしたいと考えております。

(司会)

只今、事務局より大野委員との意見がありました。大野委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(12番 大野委員)

わかりました。

(司会)

それでは議長席までご移動をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(仮議長)

ただ今、仮議長に選出されました議長会の大野でございます。皆様方におかれましては、円滑な議事進行についてご協力の程よろしくお願いを申し上げます。

なお、本日の出席委員は、16名で、うち代理出席者は、6名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立しております。

それでは、只今から会長の選出を行います。会長につきましては、福島県都市計画審議会条例第4条第1項により、学識経験のある委員の中から選挙により選出することとなります。学識経験のある委員に該当する方々は、

- 1 番 土方 吉雄 委員、
- 3 番 佐藤 玲子 委員、
- 7 番 加藤 満喜子 委員、
- 8 番 森 恭子 委員、
- 11 番 荒 恵子 委員、
- 14 番 菊池 真弓 委員、

16番 阿部 君江 委員、  
18番 山川 充夫 委員、  
19番 山口 乃子 委員

以上、9名の方々でございます。  
そのうち、本日出席されております7名の中で、会長へ立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

(立候補者無し)

(仮議長)

立候補がないようですので、委員の互選により選出したいと思います。学識経験のある委員以外の方でも結構ですので、9名のうちどなたかを会長へご推薦いただけますでしょうか。

(17番 宮本委員)

引き続き18番の山川委員にお願いしてはどうでしょうか。

(仮議長)

只今山川委員とのご提案がございましたが、委員の皆さん、ご意見等ございますか。

(意見等無し)

(仮議長)

それでは、意見等が無いようですので、山川充夫委員を会長とすることよろしいでしょうか。

(異議無し)

(仮議長)

ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、本審議会会長は、18番山川充夫委員に決定いたしました。

皆様には円滑な進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。  
それでは、新会長が決定いたしましたので、仮議長を解任させていただきます。

(司会)

ありがとうございました。それでは、山川会長、議長席へお願いいたします。  
それでは、ひとこと御挨拶をお願いいたします。

(山川会長)

只今、会長に選任されました山川でございます。よろしくをお願いいたします。  
御承知のように、3.11から1年8か月という時が経っております。福島県内では、除染、それから帰還、復旧復興へということで様々な努力がされております。またこれが同時並行的に進んでいるというところに福島県の特徴がございます。

また、全体的な動きをみますと、福島県自体も総合計画の見直しの作業に入っておりますし、また関係市町村でも総合計画の見直しの作業を進めているところがいくつか出てきております。

そして、他方においては、今日これから議論になりますけれども、復興計画から都市計画へということでのさらに具体的な議論というところに入ってきております。

御承知のように、これも後から説明があると思えますけれども、3. 11以降、災いを減らす、減災まちづくりということが大きくクローズアップされております。これは当然、防災をどう行っていくのかということでもありますけれども、多重防災の考え方、あるいは、場所によっては高台移転というようなことが議論になっているところでもあります。そして、しかし実際どうなっていくのかということについては、人口の動きを含めて、まだ不透明な部分がたくさんあるところでもあります。しかも、この復興計画といったものが、もうすでに着手されているところから、十年先にならないと本格的な着手ができないというところまで様々なものがございます。

そうした面で、私たちが都市計画審議会では何を議論していくのか、ひとつひとつ、手続きに則りながら、県民の意見を受け止めながら進めていきたいというふうに思っておるところであります。

そうした面で、この都市計画審議会、復興まちづくり、あるいはこれまでのまちづくり、さらに進めていくということでの骨格を決めるということでの大きな役割を持っているところでもあります。

その面で十分な御議論をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

次に、会長職務代理者を定めたいと思います。

福島県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっております。つきましては、山川会長よりご指名をお願いいたします。

(山川会長)

はい。それでは、前期に引き続きまして、しかも都市計画の専門家でいらっしゃいます土方委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(司会)

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、会長の山川充夫委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。それでは、はじめに議事録署名人を定めたいと存じますが、慣例に従い、議長から指名をさせていただきます。3番の佐藤玲子委員、11番の荒恵子委員のお二方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、議案の審議に入らせていただきますが、委員の皆様には、議事録作成の都合

等によりまして、慣例上、ご発言の際には、委員の議席番号、氏名から発言されますようお願いをいたします。

それでは議案書の目次をお開き願います。本日は、議案9件、報告事項1件を予定しております。

議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。本日もご審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問がありました9件であります。

そのうち、東日本大震災復興特別区域法第48条第7項第1号の規定に基づく議案が、議案第一九三五号「相馬都市計画緑地の変更について」、議案第一九三六号「広野檜葉都市計画緑地の決定について」、議案第一九三七号「広野檜葉都市計画道路の決定について」、議案第一九三八号「広野檜葉都市計画河川の決定について」、議案第一九三九号「いわき都市計画緑地の変更について」、議案第一九四〇号「いわき都市計画道路の変更について」、議案第一九四一号「いわき都市計画河川の決定について」、の7件であります。

また、都市計画法第21条第2項で準用する第18条第1項の規定に基づく議案が、議案第一九四二号「会津都市計画道路の変更について」、議案第一九四三号「県南都市計画下水道の変更について」の2件であります。

只今説明したとおり、今回は、復興特区法に基づく議案が7件ありますので、まず復興まちづくり関連施設の都市計画決定の考え方等について、事務局から説明をしていただき、その後に各議案についてご審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### (事務局)

はい。県都市計画課の諏江と申します。それでは座って説明させていただきます。

資料-1をご覧ください。「復興まちづくり関連施設の都市計画決定について」でございます。お手元の資料と同じものを前のスクリーンでも写しておりますので、見やすい方をご覧ください。

資料-1の1ページをご覧ください。本日の議案を整理したものです。議長からお話しありましたとおり、本日の議案のうち、7つについては復興まちづくりに関するものであり、本日の都市計画審議会についても7つの議案については東日本大震災復興特別区域法に基づき、審議いただくものです。

なお、この後の議案の説明は、同一都市計画区域については関連することから、一括して説明することとしております。

2ページをご覧ください。本日も審議いただく、復興まちづくり関連施設の都市計画決定の方針についてです。

①として、復興まちづくりを一体的かつ円滑に進めるために、関連する施設を都市計画決定いたします。

②として、関連する施設としましては、道路、防災緑地、河川および海岸堤防があります。右側の括弧書きは都市計画決定権者を示しており、本日の議案には県管理の道路、面積が10haを超える防災緑地と県管理の河川がありまして、その他の関連施設については各市町の都市計画審議会での審議となります。

③ですが、復興特区法を活用し、速やかに決定するとしております。

本日の復興まちづくり関係議案と各市町の都市計画審議会に諮られた復興まちづくり関連施設については、復興特区法による復興整備計画に記載し、11月下旬に開かれる復興整備協議会で協議され、この復興整備計画を公表することで都市計画決定

とみなされます。手続きの流れについて次のページで説明いたします。

3ページをご覧ください。復興特区法を活用した都市計画決定についてご説明いたします。左側が手続きの流れ、右側が復興整備計画の説明になります。

最初に右側の復興整備計画について説明いたします。復興整備計画は被災地の復興のためのまちづくり・地域づくりに関する計画であり、市町村が県と共同で作成するもので、既に4市町で作成されております。この復興整備計画には復興に必要な各種事業を記載し、その事業を実施するために必要な手続きをワンストップで処理することができます。その手続きの一つが都市計画決定であり、左の流れで決定されることとなります。

流れとしましては、通常の手続き同様に都市計画案を公告し、公衆の縦覧に供します。そして都市計画審議会の議を経る必要があります。その後、復興整備協議会で許認可権限者等が一堂に会して協議します。協議が整えば復興整備計画を公表及び都市計画法に基づく告示を行い都市計画決定みなしとなります。復興特区法を活用しますが、通常の都市計画決定と同様の法的効果が生じます。

4ページをご覧ください。審議いただく都市計画決定案件は、復興まちづくりの考えに基づき整備されるものでありますので、その基本的な考え方をご説明いたします。

上の図が津波被災後の現状を示しており、海岸堤防や道路、住宅地が被災した状況を示しております。

下の図で今後の復興まちづくりの考えを示しています。右側の海岸堤防から順番に説明いたします。

- ①被災した海岸堤防を嵩上げて復旧することにより、発生頻度の高い津波や高潮から背後地を防御します。高さは「T.P.」、いわゆる東京湾平均海面を基準としてそこからの高さで+7.2m~8.7mになります。
- ②今回の津波のような大規模な津波に対しては、津波の威力を減衰させ、浸水被害範囲の軽減や避難時間の確保等を図る防災緑地を整備します。
- ③道路の嵩上げや避難路を整備します。
- ④区画整理や防災集団移転による住宅地の整備を行います。

これらが本県における多重防御による復興まちづくりの基本的な考え方になります。

次に、本日の議案にもある防災緑地について説明いたします。5ページをご覧ください。防災緑地の効果として、津波の威力を減衰させると共に避難時間の確保を図ります。また、津波による漂流物を補足する効果が期待されます。

次に、防災緑地の高さや範囲についてです。防災緑地の高さは嵩上げする海岸堤防高さ以上を原則として、津波被害や背後地の状況など各地区の条件に応じて、防災緑地の効果を発揮できるように津波シミュレーションにより高さや範囲を決定しております。

以上、簡単ですが、復興まちづくり関連施設の都市計画決定について説明を終わります。

(議長)

はい。ありがとうございました。それでは只今の説明につきまして、ご質問あるいは確認したい事項等がございましたらいただきたいと思っております。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。今のまちづくりの考え方ですけれど、住宅を移転するというと

きに、そして新たなまちづくりをするというときに、区画整理と防災集団移転という方法があるということですよね。国の補助関係や事業のやり方で、住民にとって基本的にはどちらの手法が有利でやりやすいのか。それから補助率の関係など、基本的な違いについてお聞かせいただきたいと思います。

(議長)  
事務局。

(事務局)

区画整理と防災集団移転ですけれども、まず防災集団移転につきましては、今回整備しようとしている防災緑地・海岸堤防を、整備したとしてもその背後の安全が保てないというところにつきましては、高台などの移転をしていただくということでございまして、区画整理につきましては、防災緑地・海岸堤防である程度安全度を高めたところに住宅を建てるという手法のひとつとして、今まで区画されていないところを併せて区画整理して基盤を整備するというところでございます。

いずれも復興交付金の対象となっております。それぞれ基盤整備に必要な費用については復興交付金で採択されますけれども、各個人の住宅整備など、その上に建つものについては、補助金等はないということで、同じでございます。

(17番 宮本委員)

補助金が出る、交付金の対象になるという意味では同じなのだけれど、この事業費全体に対する補助率等は同じだと考えていいんですか。

(事務局)

はい。補助される復興交付金としましては同じです。今のところ、補助金とその裏負担については、特別交付税で措置されるということで、その分率は100%交付金ということになる予定でございます。

(17番 宮本委員)

そうしますと、それぞれの土地の所有者との関係でいいますと、区画整理の場合には減歩ということがでてきますよね。だから、同じ新たなまちづくりをやるときに、減歩があるかないかが違うと考えればよろしいですか。

(事務局)

減歩があるのは区画整理特有でして、防災集団移転等については、今ある移転元地を買い取っていただいて、それを資金にして新たに高台を自分で購入するというふうになりますので、減歩という考えは発生しません。

(議長)

質問と答えが少しずれている。つまり、宮本委員が質問したのは県と個人にとってどちらが有利かという、こういう質問。二段階ある。

(17番 宮本委員)

どっちもありますよね。

(議長)

県にとって、どちらの手法を採るのが補助率との関係で有利なのかということと、それからもうひとつは、地権者等、個人にとってどうかという二つの質問の内容が入っていたと思います。

(事務局)

この二つの事業を、単純にそのように比較するのはどうかと思います。基本的には先程もお話したように、高台の方に移転を希望するという方がその地区に多いという場合には防災集団移転促進事業という事業を導入するし、現地での復興を希望する方が多いという場合には区画整理事業を実施して、そこの位置で復興・再建していただくということになります。

事業者は市町村になりますが、市町村にとっては、先程もお話したように復興交付金で事業費を殆どまかなえますので、それほど差はないと思いますけど、住民の方々にとってはどちらがいいかというよりは、それはケースバイケースで異なってくるので、その辺は事業者の方から、こういう方法であればこのくらい個人の負担が出てきますよというようなかたちで説明をして、それで最終的に選択していただくというような方法しかないだろうと思います。すべて防災集団移転が有利とか、区画整理が有利という判断は、一概には言えないと思っています。

ですから、事業の段階できちんと説明をして、住民の方に理解を得るといようなかたちで進めていくと思っております。

(議長)

よろしいですか。

(17番 宮本委員)

そうしますと、集団移転のときも、当然まちづくりの中に道路等の公共施設の用地が出てきますよね。その道路の整備は、それぞれの道路の所有者となるべき人が負担をする。ただ区画整理の場合は、それぞれの地権者の中で、減歩で用地を出し合うということが手法としては基本になると思うので、その違いが出てくるというように考えるのかなと思ったのでお聞きしたのですけれど、そう考えてよろしいですか。

(事務局)

今回の震災に関しましては、例えば道路整備や公園整備等に、行政側でかなり負担できるようになっておりまして、防災集団移転促進事業につきましても、道路整備等についてはその事業の中で対応するし、区画整理事業につきましても、通常ですと殆ど減歩で公共用地を生み出して、そこを道路整備するという形になるんですけども、将来公共用地となる部分については、行政側で先にお買収して公共用地に充てるという、極力減歩も少なくするような形で、色々な面で住民の方々の負担が少しでも少なくなるように事業者の方で工夫しておりますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

(10番 勅使河原委員)

10番勅使河原です。堤防高について教えて下さい。まずひとつは、被災した海岸堤防の高さの基準は、以前はどうだったのか。それとこの堤防高 T.P. +7.2~8.7 は、たぶん明治三陸地震の高さだと思うんです。これの決定した理由とその経緯、これを教えていただきたいと思います。

(議長)

事務局。

(事務局)

まず海岸堤防ですけれども、今回、震災を受けて津波の検証を行っております。発生頻度の比較的高い、数十年から百数十年に一度発生すると予想される津波をレベル1と呼ぶんですけれども、そういった発生頻度の高い津波と、今回の東日本大震災で発生したような、千年に一度といわれるような最大クラス津波というのがございまして、その津波をレベル2というふうに呼んでございます。

海岸堤防で対応する高さとしましては、頻度の高い津波、今回でいいますと明治三陸タイプの地震ということで、その津波を対象としてシミュレーションを行い、レベル1の津波と通常の台風とかの波浪による高潮のいずれか高い方ということで今回 T.P. +7.2~8.7m と設定してございます。

以前は、一定の高さは場所によって違うのですが、県全体を通して T.P. +6.2m くらいということで波浪に対応していたのですが、それに比べて 1m から 2.5m くらい高くなっているということでございます。

(10番 勅使河原委員)

了解しました。

(議長)

他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に移りたいと思います。議案第一九三五号の「相馬都市計画緑地の変更について」からご審議をいただきます。議案内容につきましては事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。議案書の説明に入る前に、前のスクリーン及びお手元の資料にて案件の説明をさせていただきます。

資料-2でございます。議案第一九三五号、相馬都市計画緑地の変更について説明いたします。1ページをご覧ください。議案は相馬都市計画緑地のうち、「3号 原釜尾浜防災緑地の追加について」です。

次の2ページをご覧ください。原釜尾浜地区の被害状況です。写真左下が相馬港で右上が松川浦になります。津波は写真左側より押し寄せ、海岸沿いに密集していた建物を押し流しました。砂浜と同じ色の部分は、建物が流失したり、被害を受けた建物が解体されたところです。赤色の線で囲まれた部分が防災緑地を整備する箇所になります。

3ページをご覧ください。都市計画決定する防災緑地の位置図になります。相馬港

の陸側の緑色の部分が整備する位置になります。図面に表示しておりませんが、緑地の北側、相馬港側に海岸堤防を、南側に県道を整備予定でございまして、堤防と県道に囲まれた所が防災緑地となります。

4 ページをご覧ください。変更内容について説明します。3号原釜尾浜防災緑地の追加で、面積は約13.3haです。点線で囲まれた地区が現位置復旧する家屋がある地区になります。この他防災緑地の背後地については、相馬市において業務系の土地利用が検討されております。

5 ページをご覧ください。防災緑地の断面図を示しております。A-A'の部分の幅は125mで、高さは現在嵩上げ計画中の堤防側が最も高く、T.P.+7.2mです。防災緑地内は図のようなイメージで整備される予定です。

資料による説明は以上ですが、引き続き議案書の説明を行います。議案書の2ページをご覧ください。

議案第一九三五号。相馬都市計画緑地の変更について。都市計画緑地に3号原釜尾浜防災緑地を次のように追加する。名称が、3号原釜尾浜防災緑地。位置でございまして、相馬市原釜字北谷地、字仲田、字沼尻、字大津と相馬市尾浜字須賀畑、字北ノ入、字寺前、字二合田。面積が約13.3ha。備考としまして、種類を記載しておりますが、防災緑地でございます。区域は先程の計画図に表示のとおりです。

理由でございまして、相馬市原釜尾浜地区は、市街地が広範囲にわたり東日本大震災による津波被害を受けた地区であり、海岸部に整備予定の海岸堤防や市街地部の避難計画と合わせて、津波の減衰効果、漂流物の捕捉効果を発揮する防災緑地を整備し、多重防御により津波からの防災性の向上を図るため、復興整備計画に記載し、本案のとおり決定しようとするものです。

参考としまして、都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況ですが、縦覧期間を平成24年10月19日～11月2日まで行いました。意見書の提出ですが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

(議長)

只今の説明につきまして、ご質問ご意見をいただきたいと思っております。

(11番 荒委員)

初めて参加させていただきました。11番、荒です。  
相馬市出身です。資料を配ってもよろしいですか。

(議長)

はい。

(11番 荒委員)

この資料は、地理情報システムという、ご存じの方多いと思いますが、効果をシミュレーションしたうえで投資順位を考えるという考え方ですけども、新潟市都市政策部の方が震災復興で相馬市に入られてこのデータを作られて、私の行っております立教大学で今年6月25日に講演会があり、そのときお話ししまして、ぜひこういう考え方を共通したいと思って、僭越ながらお話させていただきます。

2点ありまして、最初見ました投資優先順位ですが、最終的に被害住民が避難されることが目的なわけですね。ここでその問題点を考えるときに、地理情報システム

というと、通常地理的な平面で考えるのですけれども、これは時間軸で説明されていたのです。シミュレーションの仕方は、10年後、20年後、その単位は必要に応じてだと思ふのですけれども、50年後の人口推移、つまり、どこに投資するとその地域の人達に公平な受益が分担されるか、ということがポイントです。

実際に新潟市は投資されていて、新潟市の例として出されたのは、教育とか、図書館もそうですが、同じ地域に非常に繰り返し投資されて、新しいハコモノがつくられるということの説明であったわけです。

今回の問題と何が共通するののかということ疑問に思われると思うのですけれども、やはり人口が流出すると思うんです。私自身も今、横須賀市に住んでおります。理由は、常磐線で毎週通っておりましたが、御存じのように、復興など考えられない状態。私事ですが、震災後学校も始まりまして、全く通う手段がありませんでした。街の肉屋さんの買い出しの冷凍車に乗せてもらうとか、そんな感じのレベルでありました。今でも鉄道が分断されていますので、非常に孤立した地域であるわけです。

ですから、復興交付金を100%投資していただいて、助けていただくというのは本当にありがたいことです。ありがたいことですが、県民が元の生活に本当に戻りたいという、もの凄い要望があるときに、やはり20年、30年、50年という単位で、この復興計画が本当にこの順位でやって良かったのかということが、私たちのこの世代で実証しなければならない。そんなことをこの講演会で感じたものです。

優先順位ということになりますと、結局人口が集中しているところに投資されるのではないかと、そういう懸念もあります。ですから、ぜひ公平な精査をされて、投資順位の見直しですよね。今日最初に議長の方から申されたように、長期的な計画の下で本当に100年、200年単位で福島県が人口流出過疎地域にならないような、ここに住みたいという地域になるような、それも何か気持ちだけではやっていけないんです。私自身は通えないのです。そういうことを考えますと、ぜひ優先順位というものを、県とか市という世界を超えて、ぜひ協力していただけると住民もとても安心できるものがあると思うんです。

この資料は、被害直後の松川浦の被害の状況を説明したものですけれども、これを重ね合わせますと、どの議案も緊急でとても重要だと思うんです。本当に精査されたものが出されていると思うんです。でもそのうえで、もっと厳しい順位と精査をして、復興資金というのは後が無いので、本当に100年後の子どもたちのために、これが本当に最善策だとなるように、ぜひお願いしたいということで、この資料をお配りいたしました。

(議長)

ご意見ということでよろしいですか。

(11番 荒委員)

はい。

(議長)

ご意見ということですが、おそらく資料-1に関わるような話になったのかなというふうに思いますが、そのあたり事務局どうですか。

(事務局)

被災地の優先順位やこの後の人口も含め、まちづくりということについては、県・市という垣根を越えて、主体としては地元の市町村ですが、地域の人と県も一緒になって現在取組んでいるということをごさいます、今後も検討していきたいというように考えてごさいます。

(1番 土方委員)

1番の土方です。いいですか。教えていただきたい点があります。今日配られた資料-2の4ページ。これ防災緑地の計画図ということで、赤の部分がおそらく防災緑地で、これらの場所だと思うのですが、この下にある図、おそらく住宅地だと思うのですが、これらの人達の、将来もここに住む・住まないのか、その辺の計画と、あとその上の3ページの、これが用途地域だと思うのですが、黄色い部分がおそらく住宅地として考えている部分、あるいは将来も住宅地として考えようという部分だと思うのですが、こういうところのどういうところで流出した人達が将来住もうとするのか、あるいはもう戻ってこないのか。その辺の割合ですね。それを教えていただきたいのと、その将来の宅地に対して人戸がどの程度建つ予定なのか。そのところを大まかな数字で結構ですので、もし分かれば教えていただきたい。

(事務局)

はい。4ページの計画図で説明いたしますと、この赤で示した防災緑地で潰れてしまう家屋がごさいます。それ以外に図の左側の方、防災緑地の背後に家屋がごさいますけれども、ここの移転につきましては、現在、防災集団移転で別な位置、この地区の中の高台の方に移転する予定で、現在設計しているところでごさいます。

図面に黒い点線で囲んである現位置復旧地区というところでごさいますが、ここににつきましては、先ほどの防災集団移転する地区に比べて比較的被害が少なかったということで、意向によりここでの再建を予定してごさいます、ここでは背後に残る全部併せて約60軒程度とみております。

(議長)

よろしいですか。

(17番 宮本委員)

現在地で60戸という意味ですか。

(1番 土方委員)

もともとどのくらいの人口数あるのか。

(事務局)

もともと、被災しているこの原釜小浜全体では500軒から550軒となってごさいます、そのうち今回この赤で示したところの中、防災緑地の範囲に入ってしまう家屋軒数が270軒程度あります。この図面の原釜小浜地区で防災集団移転する予定の軒数が280軒ごさいます。

ですから、防災集団移転する場合になると全く別の所に出て行ってしまおうという方もその他にごさいます。以上です。

(議長)

よろしいですか。どうぞ。

(10番 勅使河原委員)

確認。同じことを聞こうと思っていたのですが、一点だけ確認させていただきたいのは、防災緑地が切れる部分がありますね。この部分は高台というか、レベル的には津波災害が起きにくい場所なのでしょうか。

(事務局)

はい。ここはちょうど防災緑地より高い地形の部分でございまして、防災緑地が要らないというところでございます。

(10番 勅使河原委員)

はい。了解しました。

(議長)

他いかがでしょうか。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。先ほど土方委員の質問の関連で確認をしたいのですが、そうしますと、500戸から550戸位が被災して、防災集団移転で移転を計画されているお宅が280戸位。現在地で復旧を計画しているお宅は60戸位というふうになると、340戸位ということになりますね。そうすると、あとの200戸位は他の地域に移る、あるいはもうすでにいないというお宅だと考えていいですか。

(事務局)

はい。今のところそういう状況でございます。

(17番 宮本委員)

もうすでに避難してここにいらっしゃらない方もたくさんおられる。殆どここにいらっしゃらないわけで、県外に避難しているという方も含めて、どういう形でこの意向調査が行われたのかということをお聞きしたいと思います。

(事務局)

全体的な復興の考え方については、色んな防災集団移転の計画も併せてですが、相馬市の方で復興計画を作るにあたって、避難している方も含めて地元の懇談会等々により説明をしてきてございます。そして、今回この防災緑地の都市計画決定にあたりましては、説明会を開催いたしまして、避難者にも連絡して説明しているという状況でございます。

(17番 宮本委員)

そうしますと基本的には、この被災地の全戸から意向調査を全部聞き取りしたというふうを確認してよろしいですか

(事務局)

はい。意向につきましては、連絡が付く戸は全て意向確認してございます。

(議長)

よろしいですか。他いかがでしょうか。

私の方から、荒委員から出ていた重点投資の順位という話がありますが、ここで都市計画決定されると、ほぼ自動的にその計画が進められるというふうに理解しているのか。あるいは、ここでは出すけれども、国なり国交省レベルで順位付けみたいなものがされるのかどうか。あるいは、本当にこれが必要なのかというもっと根本的なところまで言うと、本当にこの防災緑地が必要なのかというところまでいくような気がするのですが、その辺の判断はどこでされるのですか。審議会としては、都市計画決定が必要だという判断をすることになると思うのですけど。

(事務局)

最初の多重防御の考え方で説明しましたとおり、まず防潮堤ですね。海岸堤防と、この背後の防災緑地がまず第1に必要なものと私どもは考えてございまして、今回都市計画決定すれば、すぐに詳細な設計を行って、用地買収等に入っていきたいという様に事業者の方では考えてございます。

(議長)

すると、ここで決定されれば事業に着手する方に移行するということ。

(事務局)

都市計画決定を受けて、そのほか都市計画事業の認可があり、その後着手ということになります。

(11番 荒委員)

どれくらいお金がかかるんですか。

(事務局)

防災緑地は、今回の相馬・原釜小浜では、全体で約55億を予定してございます。

(11番 荒委員)

わかりました。

(議長)

厳しい財政の中で、やってほしいという要望は当然地元としては強い訳ですけども、そういうのが最終的に他との関係でどういう順位付けになっていくのか、ということは、こことは関係ない話になると思います。つまり、ここは決定をすると。それから国の方に上げていくと。

(事務局)

優先順位という話について、防災緑地の中での優先順位、地区毎とかそういう話なのか。そうでなく、この地区で考えれば、先ほど多重防御の考え方を御説明させてい

ただきましたけども、海岸堤防それから今回の防災緑地、これを一体的に整備し、さらにはそれと合わせて背後の住宅地整備、そういったところを一体的に整備して初めて多重防御のまちづくりが成り立つ訳でございますので、この地区の中で防災緑地が優先とかそういう話はないんです。事業者が県と市町村に分かれますが、我々としては、一体的に両方でいくらかかって進めていくという形になります。ただ、この場はあくまで都市計画決定の場なので、そこで優先順位がどうという話ではないと考えます。

(議長)

ここでの議論の仕方というのは、優先順位ということではなく、必要かどうかという判断をするということですが、荒委員、さらにあれば。

(11番 荒委員)

確かにそうだと思うんですけども、復興資金はあと無いんですよ。かなり厳しい目で見えています。はっきり言うと学生はもう忘れています。去年と違ってレポートに全然出てきません。だから、非常にネガティブな目が向いているときに、これこそまさしく「モデル」の様な、そういうのを本当に被災者側が精査しないと。福島県は特に防災立国みたいな担い手にもなると思うんです。

最初に申し上げたように、議案になることは全て精査されて、本当に重要なことだと思うんですね。それにもかかわらず、やはり色々な批判されているということは、事実としてニュースで多く上げられている訳ですよ。阪神大震災の問題では、四分の一が復興計画、復興には直接使われていないと言われていています。そういうことがすでにあるにも関わらず、これはもちろん全部防災にはかかるわけですけども、本当にそれが今なのか、だからさっきの戸数の確認の問題がありましたよね。そして、55億というものが、もうこのお金が二度と無いというときに、やはり今言ったようなことがあると思うんですよ。優先順位をここで決めることじゃないのはよく分かるんですけど。

何でしつこく言っているかということ、新潟市の事例が講演のときに紹介されまして、一回は上げられた議案は通ったのですが、次の年はその優先順位ということを確認した上での見直しをして、学校図書館に関しましては、建設計画が止まったんです。そういうことが事例としてあるので、そういうことも含めて実際こういう実証している地域に学んで、そして取り入れるっていうこともあるのではないかと。思っ

(議長)

ということで、御意見ということでよろしいですか。

(11番 荒委員)

はい。

(議長)

他いかがでしょう。

ここでは順位付けをするという役割ではありませんので、都市計画上必要かどうかということの判断をするということになりますが、よろしいでしょうか。

はい、それでは、他にご意見もないということでございますので、議案第一九三五

号につきまして、ご異議ないということによろしいでしょうか。

(異議無し)

(議長)

はい。それでは「ご異議無し」と認め、議案第一九三五号「相馬都市計画緑地の変更について」は、原案通り同意するという事に決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。次からの議案3件につきましては、先程事務局より説明がありましたとおり、同一都市計画区域で関連する議案となりますので、議案第一九三六号「広野檜葉都市計画緑地の決定」、議案第一九三七号「広野檜葉都市計画道路の決定」、議案第一九三八号「広野檜葉都市計画河川の決定」、この以上の3件につきましては、一括してご審議願いたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。それでは、先程と同様、議案書の説明の前に、スクリーン及びお手元の資料にて案件の説明をいたします。

資料が、資料-3でございます。資料-3の1ページをご覧ください。議案第一九三六号は、防災緑地として、1号浅見川防災緑地の決定でございます。議案第一九三七号は、道路の決定ということで、3・6・1号下浅見川下北迫線の決定でございます。議案第一九三八号につきましては、河川の決定ということでございまして、1号浅見川と2号北迫川の2つの河川の決定でございます。

3議案はいずれも広野檜葉都市計画区域のうち、広野町の津波被災地である下浅見川地区及び下北迫地区において都市計画決定するものです。

2ページをご覧ください。下浅見川地区の被害状況です。写真の上が西側になりまして、広野町役場、国道6号、JR常磐線広野駅がございまして。下浅見川地区は津波により広野駅付近まで広く浸水しました。写真左側の集落から、中央右側の集落まで一帯に被害があり、白くなっている箇所は被災した建物が解体された場所です。この地区は現在のこの位置でそのまま復旧することとしており、写真緑色の防災緑地などの復興まちづくりの関連施設を整備するものでございます。

3ページをご覧ください。今回の3議案の都市計画施設の位置を表しています。緑色が防災緑地で「浅見川防災緑地」、茶色が道路で「下浅見川下北迫線」、水色が河川で「浅見川」と「北迫川」を表しております。

4ページをご覧ください。まず、防災緑地についてご説明いたします。先程見ていただいた位置図では緑色に塗られていた部分です。決定内容は「1号 浅見川防災緑地」の決定で、決定区域の面積は約10.7haでございます。

5ページをご覧ください。防災緑地の断面図を示しております。先程4ページのA-A'の部分になります。この部分では道路に隣接して防災緑地となります。都市計画決定区域の幅は50mでございます。高さは道路と同じT.P.+10.7mでございます。

次に、6ページをご覧ください。都市計画道路について説明いたします。3ページの位置図では茶色に塗られていたところになります。決定内容は「3・6・1号 下浅見川下北迫線」の決定で、延長は約3,270mで幅員は10.75mです。計画図左側の起点から、地表式、嵩上式、堀割式、嵩上式、地表式の構造となっております。

7ページをご覧ください。この下浅見川下北迫線の断面図でございます。先程の6

ページのA-A'及びB-B'の部分になります。上の断面図は嵩上式部分の標準断面図になります。下は堀割式の標準断面図でございます。

いずれも車道が2車線、片側に歩道を配した幅員10.75mで、法面も含めた道路敷となる区域が都市計画決定区域となります。

次に8ページをご覧ください。河川について説明します。3ページの位置図では水色に塗られていた部分です。決定内容の一つ目は「1号 浅見川」の決定で、延長が約650m、川幅は40mから70mです。二つ目は「2号 北迫川」の決定で、決定延長が720m、川幅は20mから100mです。

9ページをご覧ください。浅見川と北迫川の標準断面図です。8ページのA-A'及びB-B'の部分になります。上が浅見川の標準断面になります。右岸については改修予定がなく山肌に摺付いております。下が北迫川の標準断面になります。

都市計画決定区域は、堤防から堤防までの区間となりますが、堤防のない区間については、現河川区域までとなります。

資料による説明は以上ですが、続いて議案書の説明を行います。議案書の3ページをお開き願います。

議案第一九三六号。広野檜葉都市計画緑地の決定について。

都市計画緑地を次のように決定する。名称。1号浅見川防災緑地。位置でございますが、広野町大字下浅見川字観音前、他の字については省略させていただきます。広野町大字下北迫字宮田、以下省略させていただきます。面積につきましては、約10.7haでございます。備考としまして、種類が防災緑地でございます。区域は先程の計画図表示のとおりでございます。理由でございますが、先程の相馬の場合と同じでございますので、省略させていただきます。参考としまして、都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況ですが、縦覧期間は相馬と同じ平成24年10月19日～11月2日まで。意見書の提出はございませんでした。

次に議案書の4ページをお開き願います。議案第一九三七号。広野檜葉都市計画道路の決定について。都市計画道路を次のように決定する。種別として幹線街路でございます。名称が、3・6・1号下浅見川下北迫線。起点が双葉郡広野町大字下浅見川字観音前から、終点が双葉郡広野町大字下北迫字大谷地原の延長約3,270mで、車線の数が2車線、幅員が10.75mです。構造形式の内訳としまして、双葉郡広野町大字下浅見川字前川原から双葉郡広野町大字下北迫字東町までの1,050mが嵩上式、車線と幅員は全て同じでございます。その下の段、双葉郡広野町大字下北迫字東町から同じ東町までの延長約680mが堀割式。その下、広野町大字下北迫字東町から広野町大字下北迫字大谷地原までの720mが嵩上式、残りの820mが地表式。地表式において、JR常磐線と立体交差がございます。区域は計画図表示のとおりでございます。理由でございますが、広野町は市街地が広範囲に渡り東日本大震災による津波被害を受けた地区であり、海岸部に整備予定の海岸堤防や市街地部の避難計画と併せて、幹線道路である県道広野小高線の整備を行うため、復興整備計画に記載し、本案のとおり決定しようとするものです。参考としまして、縦覧期間が先程と同じでございます。意見書の提出はございませんでした。

次に、議案書6ページをお開き願います。議案第一九三八号。広野檜葉都市計画河川の決定について。都市計画河川を次のように決定する。名称が1号浅見川。起点が、左岸右岸とも同じでございます。広野町大字下浅見川字前川原。終点が左岸右岸とも広野町大字下浅見川字坊田。幅員が40～70m、延長が650m、構造が堤防式の単断面

式となります。備考としまして、二級河川でございます。その下の段。名称が2号北迫川。起点が左岸右岸とも広野町大字下北迫字北釜、終点が左岸右岸とも広野町大字下北迫字腰巻。幅員が20～100m、延長が720m、構造が堤防式で単断面式。二級河川となります。区域は計画図に表示のとおりでございます。理由ですが、浅見川及び北迫川は、東日本大震災により津波被害を受けた地区を流下する河川であり、海岸堤防や市街地部の避難計画により、津波被害の軽減など多重防御による防災性の向上を図る河川堤防の整備を行うため、復興整備計画に記載し、本案のとおり決定しようとするものです。参考でございますが、縦覧期間は先程と同じ。意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

(議長)

ただ今の説明にご質問、ご意見はございませんでしょうか。議案の3件について合わせて結構です。どうぞ。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。

この広野町は緊急時避難準備区域になっていて、それが去年の8月で一応解除になって、いま帰還が始まってきているという地域だと思いますが、しかし実際にはどの程度帰還されているのか、というのがたいへん気になります。

私、広野に知り合いがいましたので、こういう都市計画が出ていて審議会にかかるという話をしました。

ここに直接地権者になっている方は多分お話があったと思いますけれど、実はこういう計画があること自体が、おそらくそれ以外の住民の皆さんのところは殆どよく分かられていないというのがどうも現状のようなんです。

これは単に地権者のことだけではなく、まちづくりに大きく関わることで、全体の帰還が思うように進まないという中で、これだけの重大なまちづくりの変更が今の段階で、この時期で決定されるということで大丈夫なのかという、率直にそういう不安を持ちました。それで、まず帰還の状況ですけれど、広野町の現在の住民の皆さんの帰還の状況、それから直接被災されて地権者になる皆さんの帰還の状況をお聞かせいただきたいと思います。

(議長)

はい。どの位人口が戻っているかということです。

(事務局)

9月20日現在の数字でございますが、人口5,246人に対しまして、町内に帰還されて居住されているという方が493名と聞いてございます。

(17番 宮本委員)

地権者の関係はどうですか。

(事務局)

この防災緑地で潰れる家屋軒数につきましては、10軒となっております。用地の権利者所有者については把握してございません。

(17番 宮本委員)

ありがとうございます。

5246人のうち493人ですから、まだ帰還が1割にもなってないという状況ですね。多分この帰還の中にも完全に帰還をされた方と、週に4日以上でしたか、一応帰って来ていけば帰還者とみなすというふうになっているので、多分この人数で完全な帰還者はもう少し少なくなるのかなという気もするんですね。そうしますと、町の人口がまだ1割も戻っていないような状況で、町としては早く安全にここに住めるようなまちづくりを進めることで帰還させたいという思惑があるという、そういう展望を持ちつつ計画を作ってきたのだらうという気持ちはよく分かります。ただ、かなり散らばっているのです、どれ位の住民合意が図られた中でこういう都市計画決定に至ったのか、という辺りがたいへん気になるのです。

先程も申し上げましたけど、県としてはこの辺のところをどのように把握されて、今日の議案として出されてきているのかということをお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、どうぞ。

(事務局)

まず、この広野町の今回説明した地域については、広野町においても、早く帰還していわゆる双葉郡の最初のモデル的なまちづくりを進めたいということを考えているようでございます。

この駅の右側につきましても、色んな構想等がございます。今回この地区で被災軒数は約60軒ございまして、先程説明したように、そのうち現地に残ってここでもう一回生活しますと言っているのが今の段階で約30軒ございます。その方々に、こういった施設を整備することによって背後にまちを再建するというようなことを町及び県でそれぞれ説明を進めてございまして、津波被災地ということにつきましては、これでこの場所をいち早く再建して原子力災害その他についても帰還を目指すというふうに聞いてございます。

(議長)

はい、どうぞ。

(17番 宮本委員)

町としては、大体概ねどれ位の方が帰還をされるというような見通しを持っておられるんでしょうね。

(事務局)

それについては聞いてなかったものですから、広野町さんがいらしているのでお伺いしてよろしいでしょうか。

(議長)

はい、どうぞ。広野町の関係者の方から。

(広野町)

私はこういう場で発言できる立場でなく、実際にどこまで見込んでいるということを私からこの場で言うことができません。

(17番 宮本委員)

何か意向調査でもやって、そのデータでもあればその数で結構ですけど。

(広野町)

いまはちょっと・・・

(事務局)

今はそういった資料は持ってないということですね。

(広野町)

はい。

(事務局)

事務局で広野町全体の話把握してないところはあるのですが、津波で被災した地区に関しましては、広野町が中心となり、そこに県も一緒に入って被災した人達に意向確認等しております。その結果、今現在では60軒のうち約半分の30軒程度が現在の位置で復興したいと考えております。その他残り約30軒については、まだ不確定、または既に外に出られている人もいるかもしれませんが、できるだけ早く復興計画を確定させて、その姿を町民の方に早く示して、1軒でも多くそこに戻っていただけるような話で進んで行けたらと思っております。

(議長)

そうすると津波の被害を受けた所等については60戸のうち30戸が戻る。こういうことですね。原子力災害の話は別にして。

(事務局)

そうです。

(17番 宮本委員)

ちなみに、この計画は津波対策ですけど、この広野町のこの周辺は放射線量でいうとどれ位になるか分かりますか。

(事務局)

このエリアで、11月8日で0.14マイクロシーベルト/時間です。

(議長)

よろしいですか。どうぞ。

(10番 勅使河原委員)

10番勅使河原です。町が、大勢の人達というかできれば全員戻ってきてほしいと

いう希望の中で復興計画を整備され、そして都市計画審議会になってきたと思うのですが、先程お聞きしたレベル2、この場合、東日本大震災で起こった千年に一度の津波、それに合ったのは十数mの津波に耐えられるものを作らなくてはならない。それはかなり過大投資ということで、レベル1で計画したとお聞きしました。そういう中での道路、河川、緑地、そういうものを整備していく。これは理解しますが、そうだとするならば、万が一そのレベル2の津波を想定した場合に、シミュレーション的にこの辺まではもし同じものが来れば浸水しますよという浸水マップは同時に作っておくべきだろうと思うんですが。この認識はどうでしょうか。

(事務局)

この復興まちづくりにあたって、いわゆる避難計画等を作成することになるかと思えますけれども、その中でそのようなエリア図も必要になるだろうということで、県の方も情報を提供しながら町さんと一緒に考えていきたいと考えてございます。

(10番 勅使河原委員)

そうすると、その市町村が作る防災計画並びに復興計画の中にそれは当然盛り込まれてくると、県は認識しているということでしょうか。

(事務局)

今後検討していくということでございます。

(10番 勅使河原委員)

いや、県の立場としては県民の安全安心を守り、そして市町村の復興計画のもとに都市計画にかかっているわけですから、この多重防御の考え方は当然私も理解しますが、当然ながら広野町さん、ここでは広野町さんですが、万が一同じような津波が来た場合には、この辺まで上がりますよという浸水マップ、これも同時に作成してはどうですかと。だとすれば県として市町村にお伝えすることが当然必要だと思うんですが、再度お伺いします。

(事務局)

はい、そのようにしたいと考えてございます。

(10番 勅使河原委員)

はい、分かりました。

(議長)

他いかがでしょうか。どうぞ。

(3番 佐藤委員)

3番佐藤玲子と申します。ちょっと分からないので教えていただきたいのですが。立体感がつかめないものですから。6ページでいいますと、まず左から地表式、その後嵩上げ式、堀割式、嵩上げ式、地表式というふうに動いていっているのですが、先程5ページの方だとT.P.+10.7mというふうに載っていたのですが、例えば堀割式になった場合は、どの位の高さだったりするのか。要するに立体的に道路がこう行くのか。

防災として、この6ページでいいますと右側の方ですね。多分堀割式とか地表の部分は海からかなり離れているから大丈夫だとか、ここには海の防波堤のようなものがまだしっかりあるから大丈夫だとか、何か理由があって堀割式にしたり地表に上がったり色々していると思うのですが、この道路の高さ関係というのはどういうふうになっているのでしょうか。

(事務局)

道路の高さは、先ほど挙げていた5ページのT.P. +10.7mは、最低でその高さがございまして、地表式と堀割式が違うのは、周りの地形が道路より高いということです。高い所の山を切って地表式と同じ地盤の高さに合わせて道路が行くということで、道路としてはそんなに下がったり上がったりするものではございません。

(議長)

すると最低10.7mはあるということですか。

(3番 佐藤委員)

堀割式というと何か怖いなって少し思っ。上に上がる分には安全だなっていう素人考えですが。その辺ちょっと立体感がつかめなかったものですから。

上の図ですと、これは防波堤か何かあるからT.P. +8.1mでも安全だということだと思ふのですけれども、堀割部分という7ページの説明だとよく分からない。

(議長)

7ページ出して下さい。

(3番 佐藤委員)

7ページの下のやつだとちょっと分からないんですよ。

右左が危なくないのかっていう単純な心配事ですけども。

(事務局)

この7ページの下断面図ですと、これは津波が来る場所ではございません。

(議長)

標高がどの位なのか。

(事務局)

少し確認させていただきたいと思ふます。すみません。

(議長)

はい、どうぞ。

(1番 土方委員)

1番の土方です。今の高さ関係でよく分からなかったのが9ページのA-A'。ここに都市計画決定区域道路ってありますね。これが河川の堤防がT.P. +8.1m。これより低いということですよ。

(事務局)

はい、道路は低いです。その背後に少し離れて防災緑地ができて、防災緑地自体は T.P. +10.7m になる予定でございます。

(1 番 土方委員)

離れた緑地。そうですか。そうすると、防災緑地が全部 T.P. +10.7m で確保してあるから大丈夫という意味ですね。

(事務局)

そうです。ここについては囲まれる区域になるということでございます。

(1 番 土方委員)

もう一つお聞きしたいんですが。河川の T.P. について。A-A' と B-B' で 8.1m と 8.9m ということで、これは、違うという理由は今回の津波を想定したときのシミュレーションをされたということですか。

(事務局)

今回のではなくて、先程申しました頻度の高いレベル 1 の津波に対する海岸堤防の高さが 8.7m でございます。

そこから、それぞれの河川で津波をシミュレーションしまして、浅見川の断面ですと上流に行けば徐々に下がっていくということで、たまたま A-A' の断面図ですと 8.1m ございまして、その下の北迫川につきましては、河川の幅や底の高さの関係で一旦 8.9m までそのレベル 1 の津波が上がりますので、それに合わせて河川堤防を一度海岸堤防より少し高くしてございます。

(1 番 土方委員)

河川の幅とか色々あるからシミュレーションをやると、ここはちょっと高くなるということですか。

(事務局)

はい。

(1 番 土方委員)

分かりました。

(議長)

先程の標高は分かりますか。

(事務局)

先程の堀割の区間は間違いなく 10.7m 以上でございます。その区間は今回も津波被災を受けてございませんでした。ここを掘っても水が上がるということはないということでございます。

(議長)

10.7m以上はあるということですね。はい、ということでご了解いただけますか。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、他にご意見もないということですので、議案第一九三六号、議案第一九三七号、議案第一九三八号について、ご異議なしということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(議長)

はい、それでは「ご異議無し」と認め、議案第一九三六号「広野檜葉都市計画緑地の決定について」、議案第一九三七号「広野檜葉都市計画道路の決定について」、議案第一九三八号「広野檜葉都市計画河川の決定について」は、原案のとおり同意することによって決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。次からの議案3件につきましては、広野檜葉都市計画の議案と同様、同一都市計画区域に関連する議案となりますので、議案第一九三九号「いわき都市計画緑地の変更」、議案第一九四〇号「いわき都市計画道路の変更」、議案第一九四一号「いわき都市計画河川の決定」につきましては、一括してご審議願いたいと存じます。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは先程同様、議案書の説明の前に、スクリーンと資料にて案件の説明をいたします。

なお資料は、資料4-1の位置図と資料4-2のイメージ図、あと資料4-3の計画図の3つになります。その3つを使いまして説明させていただきます。

まず、はじめに資料4-1をご覧ください。いわき都市計画に関する議案は記載の3件でございます。

1枚めくっていただきまして、上からいわき都市計画緑地の変更については、2つの防災緑地の追加でございます。次のいわき都市計画道路の変更につきましては、3路線の変更と1路線の追加でございます。一番下、いわき都市計画河川の決定につきましては3つの河川の決定でございます。

次のページをご覧ください。こちらの図面は今回都市計画を変更または決定する各議案の地区を表した位置図になります。今回は図面に表示してあるとおり、5つの地区で都市計画の変更及び決定を予定してございます。なお、各案件の右側に「緑①」や「道①」といった表示がございますが、これはこの後の資料で同じ表示が出て参ります。後で資料を見返す際の参考としていただきたいと思います。

それでは各案件の概要について説明いたします。説明は北から順番に、地区毎に都市計画案をご説明いたしますが、始めに資料4-2イメージ図を用いて各地区の復興まちづくりを説明し、イメージをつかんでいただいた後に、資料4-3の計画図を用いて都市計画案をご説明したいと思います。資料4-2と4-3を並べてご覧ください。

まず資料4-2のイメージ図の1ページをご覧ください。こちらは久之浜地区の復興まちづくりのイメージを表した図面になります。久之浜地区はいわき市の北部に位置し、久之浜漁港がある地区でございます。久之浜地区は今回の地震で津波により大きな被害を受けた地区で、右の航空写真の赤枠の中で白っぽい部分が今回の津波で家屋が壊された部分になります。

久之浜地区の復興まちづくりの概要ですが、面的に大きな被害を受けており、土地区画整理事業による復興まちづくりを予定してございます。右下の断面図にあるとおり、海岸堤防の背後に防災緑地を配置し、住宅地を守るという計画となります。左の図面には今回、県といわき市が都市計画決定する案件を着色して表示しております。県決定案件と致しましては、水色表示の都市計画河川としての大久川と小久川、茶色表示の都市計画道路としての久之浜港線、緑色表示の都市計画緑地としての久之浜防災緑地を予定しております。

それでは県決定案件の概要についてご説明いたします。資料4-3の計画図の1ページをご覧ください。こちらの図面は、今回新たに都市計画決定する7号久之浜防災緑地の計画図になります。先程の資料4-2のイメージ図では緑色に着色されていたところがございます。赤色で着色している部分を防災緑地として都市計画決定を予定してございます。右下の標準断面図にあるとおり、海岸堤防や河川堤防の背後への配置を計画しており、A-A'の部分で幅が54.0m、高さがTP+8.2m、面積は約11.2haになります。

続きまして計画図の2ページをご覧ください。こちらの図面は今回都市計画を変更する、3・5・128号久之浜港線の計画図になります。先程イメージ図の方では茶色で着色したもので、その部分を拡大したものでございます。左の久之浜駅から右の久之浜漁港までが一連の道路となります。この久之浜港線は昭和35年7月に当初決定した都市計画道路で、現在は久之浜駅から久之浜漁港の約980m区間を都市計画決定しております。今回都市計画を変更するのは、図面に赤色で表示している区間約460mになります。変更内容としては、大久川に架かる橋梁部分での線形の変更と、市が予定している土地区画整理事業と一体的な土地利用を考慮し、道路幅員を車道が2車線の7mから両側に歩道を配置した14mへ変更する幅員の変更となります。

続きまして計画図の3ページをご覧ください。こちらの図面は今回新たに都市計画決定する1号大久川と2号小久川の計画図になります。イメージ図の方では水色の部分となります。1号大久川については河口から国道6号交差部までの区間約600mを、2号小久川については、大久川との合流部から国道6号交差部までの区間約260mの都市計画決定を予定しています。都市計画決定の幅としましては、右下の標準断面図にありますとおり、堤防から堤防の区間の都市計画決定を予定しております。以上が久之浜地区の説明になります。

続きまして、沼ノ内地区について説明いたしますが、都市計画道路豊間四倉線については、沼ノ内地区から薄磯地区、豊間地区の3つに跨る都市計画変更であることから、まず3地区の復興まちづくりのイメージを説明した後に、道路、防災緑地、河川等の説明をさせていただきたいと思っております。

資料4-1の位置図では、ご覧いただくと2番の沼ノ内、3番薄磯地区、4番豊間地区がこの地区の説明になります。

資料4-3の4ページ、A3版の大きな図面でございますが、こちらは4の計画図でございますけれども、位置的な関係、先程の位置図に沼ノ内、薄磯、豊間とイメージしていただきたいと思いますと思っておりますが、一番上に沼ノ内地区イメージ図というのが青点線で描かれています。その下に薄磯地区イメージ図というのが青点線で描かれています。その下に豊間地区ということで、その地区が繋がってございます。位置的なイメージをつかんでいただいて、資料4-2のイメージをご覧ください。こちらが沼ノ内地区の復興まちづくりのイメージを表した図面になります。

沼ノ内地区は、沼ノ内漁港の北側に位置する地区でございます。沼ノ内地区は他の

地区のような面的な被害ではなく、海岸沿いの線的なエリアが大きな被害を受けた地区で、内陸部の家屋は津波により浸水はしたものの、全壊等は免れたため、この現位置で再建することとしております。

沼ノ内地区については、右下の断面図にあるとおり、海岸堤防の背後に防災緑地を配置し、住宅地を守るといった計画となります。左の図面には今回、県といわき市が都市計画決定する案件を着色して表示しておりますが、県決定案件と致しましては、茶色表示の都市計画道路としての豊間四倉線を予定してございます。

続きまして資料4-2の3ページをご覧ください。こちらは薄磯地区の復興まちづくりのイメージを表した図面になります。薄磯地区は沼ノ内地区の南側に位置し、薄磯海水浴場や、地区の南側には塩屋崎灯台がある地区でございます。

薄磯地区の復興まちづくりの概要ですが、右の航空写真でも分かるように今回の地震による津波で地区の大部分が大きな被害を受けており、土地区画整理事業による復興まちづくりを予定しております。なお、薄磯地区は右下の断面図にあるとおり、海岸堤防の背後に道路を配置し、その後ろに防災緑地を配置して住宅地を守るといった計画となっております。左の図面には今回、県といわき市が都市計画決定する案件を着色し表示しておりますが、県決定案件と致しましては、茶色表示の都市計画道路としての豊間四倉線を予定しております。

続きまして資料4-2の4ページをご覧ください。こちらは豊間地区の復興まちづくりのイメージを表した図面になります。豊間地区は、先ほどの薄磯地区の南側に位置し、豊間海水浴場や豊間漁港、そして地区の北側には塩屋崎灯台がある地区でございます。

豊間地区の復興まちづくりの概要ですが、豊間地区も薄磯地区と同様、右の航空写真で分かるように地区の大部分が被害を受けており、土地区画整理事業による復興まちづくりを予定しております。右下の断面図にあるとおり、海岸堤防の背後に道路を、その後ろに防災緑地を配置して住宅地を守る計画となっております。左の図面には今回、県といわき市が都市計画決定する案件を着色してしておりますが、県決定案件と致しましては、茶色表示の都市計画道路としての豊間四倉線と小名浜豊間線、緑色表示の豊間防災緑地、水色表示の諏訪川を予定しております。

それでは県決定案件の概要についてご説明いたします。先程開いていただいた資料4-3の計画図の4ページをご覧ください。3地区に跨る都市計画道路の変更からご説明いたします。こちらの図面は「3・6・174号豊間四倉線の変更」と、「3・6・210号小名浜豊間線の追加」を表示した計画図になります。元々は沿岸部を走る一本の都市計画道路 小名浜四倉線として、小名浜から四倉の区間18km余りを昭和24年2月に当初決定していますが、今回、豊間地区での土地区画整理事業の計画において、図面で黒色の線で表示している県道に一度接続させる事になったことから、豊間地区を境に2本の都市計画道路に分割するという変更内容になり、豊間地区から北側を豊間四倉線、南側を小名浜豊間線に変更するものでございます。

まず、北側の豊間四倉線についてご説明いたします。今回変更する区間は、図面に表示のあるとおり、沼ノ内地区から豊間地区の約4,910m区間になります。

変更内容としては、道路の起点を先程申し上げた小名浜から豊間地区としたことによる起点の変更と、各地区の復興まちづくりに合わせた線形の変更及び幅員の変更となります。ルートとしては、黄色の線から赤色の線に変更となります。道路の幅員構成についてですが、基本的には資料の右中程に図示しているAタイプの両側歩道の幅員構成になります。ただし、豊間地区の北側にある塩屋崎灯台から豊間漁港の区間に

については道路の両側に山があり、今後も沿道の土地利用が見込まれないことから両側歩道とはせず、Cタイプのような片側歩道の計画としております。都市計画決定の区域でございますが、沿道の土地利用計画に応じてAタイプの路面幅による決定と、BタイプやCタイプのように切土法面を含んだ区間を決定する区間があります。

次に南側の小名浜豊間線についてご説明いたします。変更内容としては、小名浜豊間線については現在都市計画決定している小名浜四倉線の線形で引き続き決定し、終点部のみ、豊間四倉線との接続を考慮した線形の変更と幅員の変更になります。道路の幅員構成についてであります。右下に図示しているDタイプのような両側歩道の幅員構成になります。

続きまして資料4-3の5ページをお開き願います。こちらの図面は、豊間地区に今回新たに都市計画決定する「9号豊間防災緑地」の計画図になります。赤色着色している部分が防災緑地となるところでございます。海岸堤防や河川堤防の背後に配置を計画しており、面積は約13.6haとなります。諏訪川より北側につきましては、海側に計画されている道路を考慮し、右下の標準断面図のように道路の背後に防災緑地を配置し、諏訪川より南側につきましては、海側への道路計画がないため海岸堤防の背後に防災緑地を配置する計画となります。A-A'の断面で幅が50m、高さがT.P.+10.2mとなります。

続きまして6ページをご覧ください。こちらの図面は豊間地区に新たに都市計画決定する3号諏訪川の計画図になります。イメージ図で豊間地区の水色で着色されていた部分になります。決定区域は、この図面ですと赤色で図示している区域で、延長は河口から上流へ約490mになります。決定幅員としましては、右下の標準断面図のとおり、堤防から堤防の区間の都市計画決定を予定しております。

以上が沼ノ内地区、薄磯地区、豊間地区の説明でございました。

それでは、資料4-2イメージ図の5ページをご覧ください。こちらは小浜地区と岩間地区の復興まちづくりのイメージを表した図面になります。小浜地区と岩間地区はいわき市の南部に位置し、小浜地区には小浜漁港が、岩間地区には常磐共同火力発電所がある地区でございます。

小浜地区と岩間地区の復興まちづくりの概要でございますが、両地区とも面的に大きな被害を受けており、土地区画整理事業による復興まちづくりを予定しております。下の断面図にあるとおり、海岸堤防の背後に防災緑地を配置して住宅地を守るという計画となります。右側の小浜地区については、津波シミュレーションの結果、海岸堤防の嵩上げと宅盤の嵩上げで問題ないという結果になったことから防災緑地は計画してございません。上の図面には今回、県といわき市が都市計画決定する案件を着色してございますが、県決定案件と致しましては、茶色表示の都市計画道路としての勿来小浜線を予定しております。

それでは県決定案件の概要についてご説明いたします。資料4-3計画図の7ページをご覧ください。こちらの図面は今回都市計画を変更する勿来小浜線の計画図になります。勿来小浜線は昭和33年1月に当初決定した都市計画道路で、現在は勿来地区を起点とし岩間地区を終点とした勿来岩間線として約8,690m区間を都市計画決定しております。

今回都市計画を変更するのは、図面で赤色表示している約2,160mの区間になります。変更内容としては、地区の復興を支援する道路として終点位置を現在の岩間地区から小浜地区に変更する終点の変更。それにより路線名が勿来岩間線から勿来小浜線に変更になります。また、両地区で計画された復興まちづくり計画に合わせた線形の

変更と幅員の変更になります。都市計画決定区域としては、豊間四倉線と同様に、沿道の土地利用計画に応じてAタイプの路面幅による決定と、Bタイプのように切土法面や盛土法面を含んだ区域を決定する区間があります。

以上が小浜、岩間地区の説明になります。

これでいわき都市計画の変更及び決定の概要についての資料による説明は終わりますが、引き続き、議案書について説明いたします。お手元の議案書をご覧ください。議案書のページは7ページでございます。

議案書7ページ。議案第一九三九号。いわき都市計画緑地の変更について。都市計画緑地に7号久之浜防災緑地ほか1緑地を次のように追加する。名称、7号久之浜防災緑地。位置でございますが、いわき市久之浜町久之浜字代ノ下、以下字名については読み上げを省略させていただきます。面積約11.2ha。防災緑地でございます。その下の段、9号豊間防災緑地。いわき市平豊間字塩屋町、以下字名については省略させていただきます。約13.6ha、防災緑地でございます。区域は計画図表示のとおりでございます。

8ページ。理由でございますが、先程説明した理由となつてございますので、読み上げは省略させていただきます。参考としまして、都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況ですが、縦覧期間は平成24年10月19日～平成24年11月2日。意見書の提出はございませんでした。

続きまして9ページご覧ください。議案第一九四〇号。いわき都市計画道路の変更について。1. 都市計画道路中3・5・128号久之浜港線を次のように変更する。2. 都市計画道路中3・6・174号小名浜四倉線を3・6・174号豊間四倉線に、3・4・111号勿来岩間線を3・4・111号勿来小浜線に名称を改め、次のように変更する。3. 都市計画道路に3・6・210号小名浜豊間線を次のように追加する。赤字になっている部分を変更している部分でございます。

上の段から、種別が幹線街路。名称が3・5・128号久之浜港線でございます。起点、終点は変更ございません。延長が980mから1,050mに変更。幅員が7mから14mに変更。構造形式の内訳は全て地表式でございます。延長は同じでございます。地表式の区間における鉄道等との交差でございますが、幹線街路と平面交差2箇所となつてございます。

次の段でございますが、同じく幹線街路。名称が3・6・174号小名浜四倉線から、豊間四倉線への名称変更。起点がいわき市小名浜下神白字館ノ腰からいわき市平豊間字兎渡路に変更となります。延長でございますが、18,240mから14,950mに変更となります。車線の数は、今まで車線の規制がございましたが、2車線の表記となります。幅員は変更ございません。構造形式の内訳については全て地表式で、延長は記載のとおりでございます。

次に10ページをご覧ください。上の段。幹線街路。新たに3・6・210号小名浜豊間線を記載してございます。起点がいわき市小名浜下神白字館ノ腰から、終点がいわき市平豊間字兎渡路の延長5,130m。構造形式地表式で2車線、幅員が8mでございます。構造形式の内訳は、全て地表式でございます。地表式の区間における交差の構造ですが、幹線街路と平面交差3箇所となつてございます。

一番下の段。幹線街路。名称が3・4・111号勿来岩間線から勿来小名浜線への変更でございます。起点については変更ございません。終点がいわき市岩間町岩下からいわき市小浜町東ノ作で、延長が8,690mから9,820mに変更となります。車線の数が、これも車線の数に記載がございましたが、2車線となります。構造形式の

内訳は全て地表式で、記載のとおりでございます。交差状況ですが、JR常磐線と立体交差1箇所、幹線街路常磐バイパスと立体交差1箇所、幹線街路と平面交差9箇所でございます。

次に11ページでございますが、理由につきましては先程資料で説明したものを簡単に記載してございますので、読み上げは省略させていただきます。4つの路線の理由でございます。

12ページ、参考でございますが、縦覧については先程の緑地と同じ平成24年10月19日～11月2日。意見書の提出はございませんでした。

続きまして13ページをお開き願います。議案第一九四一号。いわき都市計画河川の決定について。都市計画河川を次のように決定する。

上の段。名称が1号大久川。起点が、左岸がいわき市久之浜町久之浜字立。右岸がいわき市久之浜町久之浜字町後。終点が、左岸がいわき市久之浜町久之浜字川田。右岸がいわき市久之浜町久之浜字後三松。幅員が45～87m。延長が約600m。構造が堤防式の単断面式。二級河川でございます。

二段目。名称が2号小久川。起点が、左岸がいわき市久之浜町久之浜字東三松。右岸がいわき市久之浜町久之浜字町後。終点が、左岸がいわき市久之浜町久之浜字前三松。右岸がいわき市久之浜町久之浜字新地。幅員が33～48m。延長が約260m。構造が堤防式の単断面式。二級河川でございます。

三段目。名称が、3号諏訪川。起点が右岸左岸ともいわき市平豊間字塩場。終点が、右岸左岸ともいわき市平豊間字下ノ内。幅員が29～72m。延長が約490m。構造が堤防式の単断面式で、二級河川でございます。

14ページお開きください。理由につきましては、読み上げは省略させていただきます。参考でございますが、先程と同じ縦覧期間で、意見書の提出はございませんでした。

以上がいわき都市計画に係る議案でございました。

(議長)

はい。それでは今説明をいただきました議案の3件について、合わせてご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(10番 勅使河原委員)

10番勅使河原です。教えていただきたいのは、13ページの議案第一九四一号でございますが、河川名が3つございます。これはいずれも元から二級河川の指定を受けていて県で整備を進めていた二級河川なのか、今回普通河川から格上げは無かったのかを含めて。それと、今後県でこの改修工事をやっていくのか、直轄で国が行うのか。その工事についても教えてください。

(議長)

はい、2つ質問です。

(事務局)

はい。まず一つ目の、震災前から二級河川だったのかということでございますが、この三河川とも二級河川として県で管理していた河川でございます。二つ目の整備でございますが、県で実施する予定でございます。

(10番 勅使河原委員)

了解。

(議長)

はい、他いかがでしょうか。どうぞ。

(8番 森委員)

8番の森と申します。いわき市特有のことではなくて、防災緑地の一般的なこととして質問させていただきたいのですが、こういうイメージ図を見ると、防災緑地がすでに広がっているのをイメージするのですが、実際は工事をするとそういうわけではないと思うんですね。それで、実際着工して木を植えて、木が育ってこのようなイメージのような形になっていくと思うのですが、そのいわゆる本当の意味での完成になるというのはどの位の期間を想定しているのかを教えてくださいと思います。

(議長)

はい、木がどの位、何年位で成長するのかという。

(事務局)

まず今回の復興事業によりまして、用地を買収し、土を盛り上げて場を作り、木を植えるところまで概ね4、5年程度です。ただ、用地買収があるので期間ははっきりしないのですが、その後木が成長していわゆる本当の意味での防災緑地となるまでは、約20年位はかかるだろうということと考えてございます。

(議長)

はい、どうぞ。

(8番 森委員)

そうしますと、それは地面の高さが一定の基準に達しているのです、その防災という意味での意図は、作った時点で足りているのかなと思いますが、漂流物を捉えたりとか、そういったことも最終的ないろいろな目的のひとつとしてあるということを見ると、長い年月をかけて、その防災緑地の本来の目的が達成されるというふうに考えてよろしいということでしょうか。

(事務局)

はい、そのとおりでございます。

(8番 森委員)

ありがとうございます。

(議長)

ちなみに何年位のものを植えるのですか。まだ決まってないですか。

(事務局)

その辺はこれから、色々樹種とか検討していくことになってございます。

(議長)

はい、質問どうぞ。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。いわきは大変大きな被害を受けましたよね。一点は、今回出されているこの計画で、ほぼ海岸線で被害を受けた地域はカバーできるということになるのかどうかですね。

それからこれは、かなり地域も広いし様々な計画が複合的にある訳ですけど、全体を何ヶ年計画位でこの事業を進めることになるのか。そして、このいわき市全体のまちづくりの中では、県で都市計画決定する事業もあれば、市で都市計画決定して進める事業もあるわけですよ。それで、いわき市全体でこの防災まちづくり全体の事業費というのは大体どれ位を見込んでおられるのかお聞きをしたいと思います。

そしてこの事業費の関係でいいますと、先程広野町の話で、まだこれしか戻っていないけど今の時期でいいんですか、のような話をさせていただいたのですが、多分、今やらないと復興交付金で事業が出来なくなるのではないかと、という不安もあって、その事業を急ぐきらいがあるのかなという気がするんです。特に福島県の場合は、単に津波・地震被害だけではなく、原子力災害もあるということで、住民の皆さんもまちづくりをどうするか、あるいは福島に戻るかどうかも含めて、凄く複雑で難しい選択が迫られている、しかしなかなか決められない、決めかねているという、そういう複雑な状況があって、これが岩手や宮城とは全く違う状況なんですね。そういうことも含めて考えますと、まちづくりをどうしようかということこそ簡単に決められない地域なのだろうと思うんです。ですから、そういう点でこの復興交付金をどう使いながらいつまでこの事業を交付金事業として財源の担保ができるのかというのは、国の方の財源の裏付けのこともあると思いますので、今日福島財務事務所の方も見えてらっしゃいますし、この財源の裏付けといいますか、福島県の場合はそういう特別な事情があるのだということをごの程度考慮されて交付金事業、事業計画を今作るという状況になっているのか、この辺のところを合わせてお聞かせをいただきたいと思います。

(事務局)

はい。まず一つ目の、他にあるのかということですが、今回の案件が全てではございません。今回は、位置的なもの、都市計画決定するのに必要な場所が決まったものについて挙げてございまして、その他の地区としましては四倉地区ですとか、他の河川等もございまして、復興交付金が決まっていないものについてはこの後決定ということになります。二つ目は。

(議長)

全体で何年。いわき全体ということで。

(事務局)

いわき全体で、今委員からお話あったとおり、復興交付金を活用するということが挙げられておりますので、海岸堤防については災害復旧ということですが、どちらも全体復興5年というのを復興集中期間ということを示されておりますので、その中で出来るだけ完成に持って行くという考えでございます。

(17番 宮本委員)

5年ですね。

(議長)

本当に終わるんですかね。

(17番 宮本委員)

疑問ですね。

(事務局)

5年というのは、平成23年から平成27年が復興庁の方で復興集中期間ということで示されておりまして、その中でやっていきたいと。ただ、それ以降に変わるものについては今後ということになります。全体事業になりますと、全部を今述べられる状況にはございません。

(議長)

どの位になるか分からない。

(17番 宮本委員)

今出ている県の分だけは分かるのですか。

(事務局)

今、この場ではちょっと分からないです。今は最初の段階の概算でございまして、この後本当の意味での設計等が入ってきますので、道路・河川の概算については把握してございません。

(議長)

よろしいですか。3点。

(17番 宮本委員)

分からない。ではその財源の問題。財務省の方向か言えることがあったら教えて下さい。

(議長)

それは事務局の方に答えていただかないとだめですね。

(事務局)

今話しましたように、この復興交付金が5年間ということで国の方から話ありますので、津波被災地については、この5年間で出来るだけ完成に持って行きたいところが我々の考えです。ただ、津波被災地以外の原子力災害。こちらは別だと考えておりますので、こちらについては、我々都市計画サイドとしてどうのこうのというわけではなく、引き続き県として国の方と色々と協議や調整をしていくというような形になるのかなと思っています。

(議長)

はい、どうぞ。

(17番 宮本委員)

基本的には今おっしゃったとおりだと思いますけど、ただ福島県の場合は、単純に地震津波被害だけではなく、原発被害もあって、住民の皆さんの中で今回出てきているのがこの計画だと、まだ残っている部分もあるというように、住民合意をつくるまでも実は相当時間がかかる。そういう困難な地域だと思うんですよね。

区画整理ひとつやるのだって、普通に区画整理やろうと思っても大変な時間がかかりますよね。住民合意を得ようと思ったら凄い時間かかりますよ。だから、ずいぶん早く都市計画決定をするんだなと逆に思う位ですけど、それは早くやらないとなかなか復旧が進まないということもあるので、通常の区画整理のようなわけにはいかない、このスピード感を持った取組が必要だということによってやってらっしゃると思うけれど、でも福島県の場合も今おかれている複雑な状況を十分に勘案していただいて、そして財源の裏付けも、5年間だからあと終わりということになったら、やはり福島の復興再生はないというふうに思いますので、そういう点では引き続きこの国の方の財源の確保についても相当ご努力をいただいて、地域によっては遅れてしまう所も当然出てくるけれど、そここのところもきちっと保証できるようなものにしていただくということでご努力をいただきたいし、国の方にもぜひそういう財源の保証のお願いをしておきたいというふうに思います。

(議長)

福島県の特徴をもっと強調して、きちんと保証してほしい。こういうことですね。

(事務局)

宮本委員の話はよく分かりました。

(議長)

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他に意見もないようでございますので、いくつかの要望はかかえていますが、議案第一九三九号、議案第一九四〇号、議案第一九四一号については異議がないということですのでよろしいでしょうか。

(異議無し)

(議長)

はい。それでは、「ご異議無し」と認め、議案第一九三九号「いわき都市計画緑地の変更について」、議案第一九四〇号「いわき都市計画道路の変更について」、議案第一九四一号「いわき都市計画河川の決定について」は、原案のとおり同意するということに決定をいたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。議案第一九四二号「会津都市計画道路の変更について」ということでございます。事務局から説明お願いいたします。

(事務局)

それでは、先程と同様、議案書の説明の前に、スクリーンと手元の資料で案件の説明をいたします。

資料5をご覧ください。議案第一九四二号、会津都市計画道路の変更についてご説明いたします。

1 ページをお開き下さい。都市計画案の概要でございますが、会津都市計画道路3・3・119号西部幹線を変更する案となります。

2 ページ目をお開き下さい。こちらの図の赤色で示しているのが、今回変更を行う都市計画道路西部幹線でございます。西部幹線は、市街地に通過交通を入れない「放射環状ネットワーク」をつくるといった目的から、昭和59年に全体延長6,800mで都市計画決定した会津都市計画道路網の外環状道路の一部をなす重要な幹線街路であります。

昭和63年度より国道118号若松西バイパス」として事業を開始し、図面で示している①の県道会津若松会津高田線から国道401号の1,960m区間については、平成12年度に4車線で供用し、次いで②の国道401号から県道会津若松三島線の2,640m区間につきましては、平成20年度には2車線で、平成22年度には4車線で供用したところであります。

西部幹線が全線開通しますと、外環状道路が全線完成し、市街地への通過交通の流入が無くなることによる渋滞解消と、会津若松インターチェンジや市街地南西部にある工業団地へのアクセス向上が図られます。

今回、会津都市計画道路の変更として案を示すのは、赤色の点線で示した2,200m区間になります。

3 ページをお開き願います。今回変更を予定している区間の概要について説明いたします。右側の図面でございますが、赤色の点線で示している区間が西部幹線の未整備区間であり、今回変更を予定している区間であります。また、緑色が神指城跡の埋蔵文化財包蔵地に指定されているエリアであり、ピンク色の部分が現存する神指城跡になります。

西部幹線を都市計画決定した昭和59年の時点では中央の図面にありますように、国天然記念物の「高瀬の大木」がある北東隅部のみ埋蔵文化財包蔵地に指定されていたことから、現存する本丸と四隅を避けて西部幹線を都市計画決定いたしました。

しかしその後、平成3年から平成7年にかけて行われた第2次埋蔵文化周知事業実施の結果、包蔵地が平成8年に神指城跡全域に拡大され、平成11年には右の図面で示したエリアとなり、結果として西部幹線が埋蔵文化財包蔵地内を通過するような形となりました。

4 ページをお開き下さい。ルートの見直し理由について説明いたします。今ほど説明したとおり、現在、都市計画決定しているルートは神指城跡の埋蔵文化財包蔵地内を通過していることから、会津若松市教育委員会に試掘調査を依頼するとともに、文化財サイドからの道路事業計画に対する意見を求めました。

その結果、「神指城跡は現状保存すべき遺跡と考える。」との回答を受け、道路計画を回避する範囲として「現存する二ノ丸土塁の外側裾部から約100mの範囲」と示されました。このような理由により、文化財保護の観点から今回、西部幹線の都市計画を変更しようとするものであります。

5 ページをお開き下さい。次に、今回の都市計画変更について具体的に説明させていただきます。図面に緑色で示しているのが、現存する神指城跡でありまして、中心部に本丸跡、四隅に二の丸土塁跡があります。また青色の線が、市教育委員会から示され

た道路計画を回避する範囲を表した線であり、道路のルートはこの線の外側に計画することになります。また、西部幹線の整備と併せて、西側の旧北会津村と会津若松市を結ぶ道路の整備も予定されていることから、この道路との接続も考慮したルートの見直しが必要となります。

これら2つのポイントでルートの見直しを行った結果が赤色で示している変更後のルートになります。この見直しにより、道路延長が30m短くなり全体延長が6,770mとなります。

6ページをお開き下さい。最後に道路の設計諸元及び標準断面について説明いたします。道路区分は第4種第1級、設計速度は60km/h、計画交通量は23,400台/日、車線数は4車線です。道路の幅員構成は標準横断図のとおりで、全体幅員25.0mは現在決定している幅員と変更がございません。

以上が議案第一九四二号の変更の概要ですが、引き続き、議案書について説明いたします。お手元の議案書の15ページをご覧ください。

議案第一九四二号。会津都市計画道路の変更について。都市計画道路3・3・119号西部幹線を次のように変更する。赤字が変更箇所でございます。種別が幹線街路で、名称が3・3・119号西部幹線。終点が赤で変更になってございますが、これは住所表記が当時と変わっているために変更となるもので、終点が会津若松市町北町大字中沢字大道西下から会津若松市町北町中沢西に変更となります。延長は6,800mから6,770mでございます。構造形式の内訳としまして、地表式の部分に変更となっております。6,450mから6,420m。地表式の構造でございますが、JR只見線と立体交差、幹線街路と平面交差7箇所でございます。区域図は計画図表示のとおりでございます。

次の16ページをお開き願います。理由でございますが、先程申し上げた理由をこちらに載せておりますので、理由の読み上げは省略させていただきます。参考としまして、都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況ですが、縦覧期間は平成24年10月19日～平成24年11月2日。意見書の提出はございませんでした。2番として市町村の意見は、会津若松市が関係市町村でございますが、意見はございませんでした。3番として公聴会の開催状況ですが、公聴会開催日時が平成24年9月25日。公述人はございませんでした。以上でございます。

(議長)

只今の説明につきまして、ご質問、ご意見いただきたいと思いますが。文化財のことについてです。よろしいでしょうか。

(異議無し)

(議長)

はい。それでは、「ご異議無し」ということで認め、議案第一九四二号「会津都市計画道路の変更について」は、原案のとおり同意するというように決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。議案第一九四三号「県南都市計画下水道の変更について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、今までと同様、議案書の説明の前に、資料にて案件の説明をいたします。

資料6でございます。今回の変更である、白河・西郷公共下水道の概要を説明いたします。

通常、公共下水道は市町村が決定することとなっておりますが、排水区域が2つ以上の市町村の区域となる場合は、県が決定することとなります。

本議案につきましては、排水区域が白河市と西郷村に跨ることから、県が決定するものでございます。

1ページをご覧ください。こちらが全体図です。画面中央の青線より右側が白河市、左側が西郷村となっております。ご覧のとおり、都市計画白河・西郷公共下水道は、白河市と西郷村を一つの排水区域として整備を進めており、今回の変更はこの公共下水道の排水区域を拡大するものでございます。

白河・西郷公共下水道は、昭和56年に当初の都市計画が決定され、その後5回の都市計画変更により区域を拡大し、全体計画区域面積3,319haに対し、現在の都市計画決定排水区域面積は、ピンクの線で囲まれた約2,935haとなっております。

この間、平成6年から整備完了地区について順次供用を開始し、平成21年度末の下水道処理人口普及率は、白河市で43.1%、西郷村で約54.8%となっており、整備を必要とする区域面積の約8割について整備が完了する見込みとなっております。

このような状況の中で、「ふくしまの美しい水環境整備構想」との整合を図り、更なる効率的な下水道整備を推進するとともに、一級河川阿武隈川の一層の水質保全、及び地域住民の生活環境の整備向上を図るため、図面で赤着色している2つの地区、金勝寺・向寺地区で約44ha、白坂・三輪台地区で約2haの合計約46haを新たに排水区域に追加しようとするものであります。なお、今回の変更における区域拡大は、白河市のみで、西郷村については変更ございません。

次に、2ページをご覧ください。地区毎の拡大図で説明します。まず金勝寺・向寺地区ですが、対象区域は、図面の赤着色箇所であり、面積が約44haとなっております。この地区については、国道4号の拡幅工事や、国道294号バイパスの道路工事、また葉ノ木平の災害復旧工事と同時施工することにより、効率的・経済的な整備を図ることとしております。

次に3ページをご覧ください、白坂・三輪台地区ですが、対象区域は図面の赤着色箇所、面積は約2haとなっております。この地区については、特別養護老人ホームの建設に伴い、下水道整備が必要となるため区域を拡大し、同時施行することにより効率的・経済的な整備を図るものでございます。

以上が資料による説明ですが、引き続き議案書の説明をしたいと思います。議案書の17ページをお開き願います。

議案書の17ページでございます。議案第一九四三号。県南都市計画下水道の変更について。白河西郷公共下水道を次のように変更する。赤字のところが変更箇所でございます。名称、白河西郷公共下水道。排水区域面積が約2,935haから約2,981haへ変更。備考としまして、白河市が約1,857haから約1,903haに、西郷村については約1,078haで変わりません。区域は計画図表示のとおりでございます。理由でございますが、先程説明した内容をこちらに記載させていただいておりますので、読み上げは省略させていただきます。参考としまして、都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況ですが、縦覧は平成24年8月28日～平成24年9月11日まで。意見書の提出状況ですが、意見書の提出はございませんでした。市町村の意見。関係する白河市でございますが、意見はございませんでした。公聴会開催状況ですが、公聴会は平成24年8月3日開催してございます。公述人はございませんでした。以上でございます。

(議長)

はい。只今の説明にご質問、ご意見いただきたいと思います。

(17番 宮本委員)

白河の、この三輪台というのですか。この区域が追加される場所は、都市計画区域の外に特別養護老人ホームが建設されるということですか。それとも、都市計画区域の市街化区域の中に作られるということですか。よく分からなかったので教えてください。

(事務局)

白河については、市街化区域、調整区域の線引きはされてございませんので、都市計画区域というところでは、都市計画区域に入っております。

(17番 宮本委員)

そうですか。

もう一点だけ。先程会津の件でも出てきたのですが、公聴会をやっていますよね。公述人はどなたもいらっしゃらなかったということですが、都市計画決定するときに公聴会を開く場合と開かない場合と、今までのやつだと開いてないんですよね。この開くか開かないかという開催の基準はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

はい。基本的に都市計画決定しようとするときは、説明会や公聴会を開催してございます。ですので、先程の若松と白河については開催してございます。

今回、復興関係の議案につきましては、復興特区法を活用して迅速にという考えのもと、復興計画の説明につきましては、地元の住民との懇談会を入念にやってございますので、そちらで説明させていただいて、意見等ある場合は、今後も縦覧と意見書提出ということで公式にさせていただいております。どの地区も公聴会については開催しないという方針でございます。

(議長)

はい、どうぞ。

(17番 宮本委員)

説明会をやったうえで、住民の側から法に則って公聴会を開いてほしいという要望が出た場合は、どう対応されるのですか。

(事務局)

復興まちづくり関係については、今程話したように復興特区法に基づいているということで今回公聴会を開催しておりませんが、これは復興まちづくり計画を作る当初の段階から住民の方に色々と意見を聞き、意向を確認しながら、我々としては住民の方の意見を十分反映させるかたちでここまで都市計画決定の手続きを進めてきているということで、この計画を速やかに決定するという含めて、今のところ公聴会を開催するつもりはございません。

ただ、公聴会は開催しませんが、これからも説明会等で十分住民の方の意見を汲ん

で、それを反映させるようなかたちで都市計画案を作っていきたいと思っておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

(議長)

はい、どうぞ。

(17番 宮本委員)

住民の側から、説明会をやって意見を言いました、しかしやはり公聴会もやってほしい、という要望が出たときにどうするのかということですが、今の説明だとやはりやらないということですか。

(議長)

事務局。

(事務局)

復興特区法でいきますと、都市計画決定の部分だけについて公聴会をやるということではなくて、先程復興特区法の概要を説明した段階で出てきた、都市計画決定を記載する復興整備計画というのがございまして、その復興整備計画自体、公聴会を開いて意見を聞くという手法がございまして、もしどうしてもということであれば、都市計画決定の部分だけではないので、復興整備計画の部分も含めて調整をしながらと考えておりますが、先程も申しましたように、出来るだけ住民説明会で十分意見を聞いて、それを反映させるということで行きたいと思っております。

(議長)

強い要望があれば都市計画だけではなくて復興全体があるところで公聴会ということになるという。こういう整理でいいですね。

はい、他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議無し)

それでは「ご異議無し」とさせていただきますと思っております。議案第一九四三号の「県南都市計画下水道の変更について」は、原案通り同意するということに決定をいたします。

引き続き、報告事項に入りたいと思っております。次第の報告事項の(1)にあります、第161回福島県都市計画審議会に付議され、告示された案件の報告をお願いいたします。

(事務局)

はい、引き続き報告事項に移りたいと思っております。議案書の19ページでございまして、2. 第161回福島県都市計画審議会に付議された案件の報告でございまして、第161回福島県都市計画審議会に付議された案件は次のとおり告示された。議案番号、議案第一九三三号、県北都市計画道路の変更について。告示が平成24年7月20日。告示番号が、福島県告示第360号。次の段ですが、議案第一九三四号、霊山都市計画道路の決定について。告示年月日が平成24年7月20日。福島県告示第359号

でございます。

以上でございます。

(議長)

はい。ただ今の報告に関しまして、ご質問ございますか。

(質問無し)

(議長)

よろしいでしょうか。

それでは本日の審議事項は以上でございます。慎重に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(司会)

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございます。以上を持ちまして、第一六二回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(開催時間 2時間39分)

以上のとおり相違ないことを証します。

3 番 佐藤 玲子

---

1 1 番 荒 恵子

---